

私鉄総連北海道地方労働組合 執行委員長 加藤裕幸から、令和5年（2023年）2月1日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和5年（2023年）2月2日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 2023年春闘の「交渉方式確立」並びに「賃金・臨時給・産別最賃」の要求実現
- 2 日 時 2023年2月17日 午前0時以降本件の完全解決まで
- 3 場 所 次の会社の経営する路線及び、これに関するその他の全職場
函館バス株式会社、株式会社じょうてつ、道南バス株式会社、道北バス株式会社、旭川電気軌道株式会社、くしろバス株式会社、宗谷バス株式会社、北海道北見バス株式会社、阿寒バス株式会社、北都交通株式会社、夕張鉄道株式会社、網走バス株式会社、北海道拓殖バス株式会社、北紋バス株式会社、ふらのバス株式会社、根室交通株式会社、士別軌道株式会社、名士バス株式会社、てんてつバス株式会社、斜里バス株式会社
- 4 概 要 前項にいう場所の全体にわたりあらゆる形の争議行為並びに、これに対する妨害排除のための争議行為を単独または併用して実施する。